理学療法士作業療法士養成施設自己点検票

令和 年 月 日 実施

令和2年4月1日施行 **令和4年4月1日施行 令和5年1月31日施行** 改正規則等対応

所 在 地 修業年限及び定員 年 名 作成者: 役職名 氏 名	養成施設名	学科名及び課程名	•	科	課程
作成者: 役職名 氏 名	所 在 地	修業年限及び定員		年	名
	作成者: 役職名	氏 名			

		調	査	事	項		判定		関係法令等	
1	教員	等に関する事項							<u> </u>	
	(1)	専任教員の配置は適切が	か (各学年各学	級ごと、昼間、夜間	間課程の兼任は不	「可)		<u> </u>		
	(2)	指定規則別表1の各教 ある専任教員であるか (1学年に2学級以上を				ち6人以上は理学療法士(作業療法士)で		雪 🗆	指定規則第2条第1項第4号、 第3条第1項第3号	
	(3)	理学療法士(作業療法士 ア 免許を受けた後5年以 大学を除く)において教育さ イ 免許を受けた後3年以 て教育学に関する科目を4	と)である専任教員 上理学療法(作 学に関する科目を 上理学療法(作 単位以上修め、 上理学療法(作	は、次に掲げる者の 業療法)に関する 4単位以上修め、 業療法)に関する 当該大学院の課程 業療法)に関する	のいずれかであるた 業務に従事した 当該大学を卒業 業務に従事した とを修了した者) 者であって、学校教育法に基づく大学(短期	(1) 適 🗆 🛭 2	☆ □	指定規則第2条第1項第5号、 同条第2項第5号、指定規則第3 条第1項第4号、同条第2項第4 号	
		オ 令和4年4月1日前								
	(4)	3/2/10/1			ているか			<u> </u>	指導要領3(1)	
	(5)	専任教員は、専ら養成施	設における養成に	に従事しているか 			適口	雪 □	指導要領3(2)	
	(6)	専任教員は、臨床に携わ	るなどにより、臨床	能力の向上に努め	かているか		適口	雪 🗆	指導要領3(3)	
	(7)	専任教員1人1週間あ	たりの担当授業時	間数は、10時間	を標準としている	か	適口	雪 🗆	指導要領3(4)	
	(8)	教員は担当科目に応じ、 (医師、理学療法士(作業					適□る	雪 🗆	指導要領3(5)	
	(9)	実習調整者(※)として、(※)臨床実習全体の計画	専任教員から1名	以上配置しているか		〒う者	適口?	雪 🗆	指導要領3(6)	
	(10)	教員の出勤状況が確実は	こ記録されているか	١			適 🗆 🛭	雪 🗆		
2	学生	に関する事項								
	(1)	入学資格の審査は確実に	こ行われているか				適口	<u> </u>	指導要領4(2)	
	(2)	1学級の定員は40名」	以下で、学則に定	められた学生の定員	員を遵守している!),	適口名	雪 🗆	指定規則第2条第1項第6号、 指導要領4(1)、H11,1,12医 事第1号通知	
	(3)	入学者の選考は適正に行	テわれているか ※	複数面接、筆記試	式験、合格基準 e	tc	適口?	雪 🗆	指導要領4(2)、H5.11.29 医事第105号通知	
	(4)	卒業、成績、出席状況等	等に関する記録が	確実に保存されてい	るか		適口る	雪 🗆	指導要領4(3)	
	(5)	入学時期は適正か、また					適口	雪 🗆		
	(6)	出席状況の不良な者、学	≠力が十分でない 1		又は卒業の措置に	は適切か	適口	雪 🗆	指導要領4(3)	
	(7)	健康診断等保健衛生上	 、必要な措置がと	 られているか			適□ 3	<u> </u>	指導要領4(4)	
3	授業	に関する事項								
	(1)		程は、指定規則別	別表の各教育分野	及び指導要領別	表1に掲げる事項を修得させることを目的とし	」 適 口 名	李 🗆	指定規則第2条第1項第3号、同条 第2項第3号、指定規則第3条第1項 第2号、同条第2項第2号、指導要領 5(1)(2)	
	(2)	規則に定める教育課程は	は適切に配分されて	ているか (各学年	各学期)		適 □ 召	雪 🗆		
	(3)	単位の計算方法は適切で (1単位の授業時間数は、)		5時間から30時間	間、実験・実習及び	実技は30時間から45時間の範囲)	適口	雪 🗆	指導要領5(3)	
	(4)	臨床実習については、1 章 含め4 5 時間以内としてい		以上の実習をもって	構成し、実習時間	引外に行う学修等がある場合には、その時間 で	適 口 召	雪 🗆	指導要領5(4)	
	(5)	教育内容の編成に当たり 施設においては101単位 ※ 上記に各養成施設の特	な以上で、3,1	5 0 時間以上の講	構義、実習等を行		え 適 □ ?	雪 🗆	指導要領5(5)	
	(6)	単位の認定は講義等を必 際に行っている授業時間数		けているとともに、当記	該科目の内容を何	多得していることを確認して行っているか(実	適口?	<u> </u>	指導要領5(6)	
	(7)	合併授業が行われていな	いか(昼間部と夜	〕間部、異なる学年	≣)		適口	雪 🗆		
	(8)	学則に定められていない臨	高時休校等が行わ	れていないか			適 🗆 ദ	雪 □		
	(9)	教員が欠勤した場合の措	置は適切であるか	\ (振替授業)			適口	雪 □		
4	臨床	実習に関する事項							1	
	(1)	臨床実習を行うのに適当					適口	雪 🗆	指定規則第2条第1項第10号	
	(2)		(作業療法士)と			いて、理学療法(作業療法)に関し相当の に従事した者であり、かつ次のいずれかの講習	3	⊼ □	指導要領8(1)	
	(2)	・ 厚生労働省及び公益財団法	人医療研修推進財	団が実施する理学療法	士・作業療法士・言	語聴覚士養成施設教員等講習会	適 □ ? 	雪 □		
		・ 一般社団法人日本作業療法 ※ 見学実習については、養成が ことができる				を受けた後5年以上業務に従事した者を指導者とする	5		指導要領8(3)	
	(3)					、につき2人程度となっているか	適口?	雪 🗆	指導要領8(2)	

理学療法士作業療法士養成施設自己点検票

令和 年 月 日 実施

令和2年4月1日施行 **令和4年4月1日施行 令和5年1月31日施行** 改正規則等対応

養成施設名	学科名及び課程名	科	課程
所 在 地	修業年限及び定員	年	名

作品		作成者:	役職名		氏 名			
			調		項	判定	関係法令等	備考
	(4)	以下の要件を	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 実習施設を置いているか				
		ア 養成施設の	附属実習施設	ひ又は契約により附属実習施設	と同等の連携が図られている施設であること			
		イ 実習生の更	[衣室、休憩室	を 及び討議室が設けられているこ				
		ウ 実習生が閲	閲覧可能な専門	月図書(電子書籍でも可)を存				
		エ 原則として、	養成施設に近	丘接していること		適 🗆 否 🗆		
		オ 理学療法士	上、作業療法士	上の継続的な教育が計画的に乳	ほ施されていること	適ならば望ましい	指導要領8(4)	
		カ 複数の症例	が経験でき、詩	彡療参加型(※)による臨床剝	実習が行われていること			
		(※)実習生	が診療チームの	D一員として加わり、臨床実習指	旨導者の指導の下で実習を行う方法 			
		キ 臨床実習指 上の知識及び終			専任教員養成講習会(仮称)を修了した者、又はこれと同等以			
	(5)			施設の他に、介護保険施設、記 で書者支援施設等を含めるよ	ど人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障 う努めているか	適 □ 否 □	指導要領8(5)	
		臨床実習は、	見学実習、評		て構成されているか。			
	(6)			等についての見学を実施する実	2習	適 □ 否 □	指導要領8(6)	
				詳に関する評価を実施する実習 責害像の把握、治療目標及び治	 治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習			
		(6) のうち	証価実習と終	公会時床実翌について 診療券	加型臨床実習(※)を行っているか			
	(7)				新望山が失い。 「導者の指導・監督の下で実習を行う方法	適ならば望ましい	指導要領8(7)	
	(8)			ては、臨床実習前の学修と臨床 患を経験できるように計画して(実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な いるか	適 □ 否 □ 適ならば望ましい	指導要領8(8)	
	(9)	実習施設には	は実習を行う上	で必要な機械器具を備えている	5か	適 □ 否 □	指導要領8(9)	
	(10)	臨床実習施設	設の設備として	、実習施設は、臨床実習を行	うのに必要な設備(休憩室、更衣室、ロッカー、机等)を備えてい	適 □ 否 □ 適ならば望ましい	指導要領8(10)	
5	施設	設備に関する事	項					
	(1)	同時に授業を	で行う学級数を	下らない数の普通教室を有して	いるか	適□否□	指定規則第2条第1項第7号	
	(2)	講堂(暗幕詞	設備有)、図	 書室その他必要な施設を有して	いるか	適 🗆 否 🗆	指導要領6(1)イ、ウ	
	(3)	各教室の面積	責等は定員に対	対して適正か(普通教室1. 6	5 5㎡/人、	適口否□	45/** AT 6 (4)	
		実習室3.3	1㎡/人〔従i	前の基準、現在は規定無〕、か	つ設備機能、内法測定)		指導要領6(1)ア	
	(4)	基礎医学実習	習室を有してい	るか		適 🗆 否 🗆	指導要領6(1)エ	
	(5)	ロッカールーム	ム(生徒と同数の	のロッカーを有する)又は更衣室	を有しているか	適 🗆 否 🗆	指導要領6(1)カ	
	(6)			の実習室を有しているか				
		(ア) 機能訓 (イ) 治療室		治療台10台(学生20人の	D場合)を収容し実習が可	適 □ 否 □ 適 □ 否 □	指導要領6(1)オ(ア) 指導要領6(1)オ(イ)	
		能な広さて	で、かつ、電気・	・アース設備を有しているか				
		(ウ) 補装具 (エ) 水治療				適 □ 否 □	指導要領6 (1)オ(ウ) 指導要領6 (1)オ(エ)	
		(オ) 日常動]作訓練室			適口否口	指導要領6(1)オ(オ)	
		•	,	なび洋室を有すること。 位用)・風呂・洗面所・便所及ひ	が押し入の設備を有しているか ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		•		での実習室を有しているか				
		(ア) 基礎作 タ種佐		な実習室を3室以上設置する な実習室を3室以上設置する		適 🗆 否 🗆	指導要領6(2)イ(ア)	
		(1) 評価実		60天白宝で3至以上改直する		適 □ 否 □	指導要領6(2)イ(イ)	
		(ウ) 治療実 (エ) レクリエ·				適 □ 否 □	指導要領6(2)イ(ウ) 指導要領6(2)イ(エ)	
		(オ) 補装具				適口否□	指導要領6(2)イ(オ)	
		` '	活活動訓練室	室 療法士養成施設の日常動作詞	練室と同様とする。	適 🗌 否 🗌	指導要領6(2)イ(カ)	
	(7)			<u> 利が確保されているか</u>	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	 所有□ 賃貸□	地流	
		(原則として設	と	たは、確実かつ長期の賃貸借基	是約)	適 □ 否 □	指導要領2(6)	
	(8)	校舎は他の目	目的に併用され	ていないか		併用 有 🗆 無 🗆		
6	財政	に関する事項						
	(1)	養成施設の選	重営は適正であ	5るか (管理運営、財政上の	建全性)	適口否口		
	(2)	養成施設の経	圣理が他と明確	に区分されているか (当該養	成施設以外と)	適口否口	指導要領2(5)	
	(3)	入学料•授業	(料又は実習費	貴等は適当な額であり、学生又(は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか	適 🗆 否 🗆	指導要領9(1)	

理学療法士作業療法士養成施設自己点検票

令和 年 月 日 実施

令和2年4月1日施行 **令和4年4月1日施行 令和5年1月31日施行** 改正規則等対応

	養成施設名	学科名及び課程名		科	課程
	所 在 地	修業年限及び定員		年	名
	作成者: 役職名	氏 名			
	調 査 事		判定	関係法令等	備考
7	事務に関する事項				
	(1) 各帳簿類は適正に管理されているか ※従前は指導要領に規次に掲げる表簿が備えられ、適正に保存されているか ① 学則 □ 日課表 □ 学校日誌 □ ② 職員名簿 □ 履歴書 □ 出勤簿 □ ③ 学籍簿 □ 出席簿 □ 健康診断に関する表簿 □ ④ 入学者選考及び在校者成績考査表簿 □ ⑤ 資産原簿 □ 出納簿 □ 予算決算に関する表簿 □ ⑥ 機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 □ ⑦ 往復文書処理簿 □ (2) 事務職員は配置されているか (原則として専任) (3) 自らの教員資格及び教育内容等について、様式 3 により自己点標		適	指導要領9(2) 指導要領2(7)	
	(4) 教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者によ	る評価を受け、その結果を公表するよう努めること。	適 □ 否 □	指導要領2(8)	
8	機械器具 (指導要領別表 2)				
	◎ 養成施設に必要な機械器具別紙「1 教育上必要な機械器具」		適 □ 否 □	指導要領7(1)	
9	標本及び模型 (指導要領別表2)			·	
	◎ 養成施設に必要な標本及び模型 別紙「2 模型及び標本」		適 □ 否 □	指導要領7(1)	
10	図書				
	(1) 教育上必要な専門図書 (洋書を含む、1000冊以上)		適 □ 否 □		
	(2) 理学療法(作業療法)関係図書(20種以上、100冊)	以上)	適 □ 否 □	指導要領7(2)	
	(3) 学術雑誌 (外国雑誌を含む、20種以上)		適口否□		
11	その他の備品			T	_
	机及び椅子(同時に授業を受ける生徒数と同数)		適口否□		<u> </u>
12	その他変更申請及び届出、報告に関する事項				
	(1) 変更承認申請は変更する日の6ヶ月前までに、知事あて提出し	しているか	適口否□	指導要領2(2)	
	(2) 変更届は変更した日から1月以内に、知事あて届出をしている	か	適 □ 否 □	施行令第11条第2項	
	(3) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、確実かつ過	遅滞なく報告しているか	適 □ 否 □	施行令第12条、指導要領9	